

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴う自動車重量税及び印紙税の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1 用語の意義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(23) (省略)</p> <p>(24) 非課税被災者 震災特例法第49条第2項（同法第50条第2項又は第51条第<u>2</u>項の規定により準用する場合を含む。）に規定する非課税被災者をいう。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(25)</u> 対象区域内農用地 震災特例法第50条第1項第1号に規定する対象区域内農用地をいう。</p> <p><u>(26)</u> 代替農用地 震災特例法第50条第1項第2号に規定する代替農用地をいう。</p> <p><u>(27)</u> 代替漁船 震災特例法施行令第41条第3項各号に該当する漁船をいう。</p> <p>第3 印紙税関係 第49条～第52条共通関係</p> <p>(非課税被災者と当該非課税被災者以外の者とは共同で作成した文書の範囲)</p> <p>2 震災特例法第49条第2項（同法第50条第2項又は第51条第<u>2</u>項の規定により準用する場合を含む。）に規定する「非課税被災者と当該非課税被災者以外の者とは共同で作成した契約書」とは、非課税被災者が共同</p>	<p>第1 用語の意義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(23) (同左)</p> <p>(24) 非課税被災者 震災特例法第49条第2項（同法第50条第2項又は第51条第<u>3</u>項の規定により準用する場合を含む。）に規定する非課税被災者をいう。</p> <p><u>(25) 被災農用地</u> 震災特例法第50条第1項第1号に規定する被災農用地をいう。</p> <p><u>(26)</u> 対象区域内農用地 震災特例法第50条第1項第1号に規定する対象区域内農用地をいう。</p> <p><u>(27)</u> 代替農用地 震災特例法第50条第1項第2号に規定する代替農用地をいう。</p> <p><u>(28)</u> 代替漁船 震災特例法施行令第41条第3項各号に該当する漁船をいう。</p> <p>第3 印紙税関係 第49条～第52条共通関係</p> <p>(非課税被災者と当該非課税被災者以外の者とは共同で作成した文書の範囲)</p> <p>2 震災特例法第49条第2項（同法第50条第2項又は第51条第<u>3</u>項の規定により準用する場合を含む。）に規定する「非課税被災者と当該非課税被災者以外の者とは共同で作成した契約書」とは、非課税被災者が共同</p>

改正後	改正前
<p>作成者の一員となっているすべての契約書をいうのであるから留意する。</p> <p>第50条《東日本大震災の被災者が作成する<u>対象区域内農用地</u>の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税》関係</p> <p>（「分割により対象区域内農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」の意義）</p> <p>1 震災特例法施行令第40条第2項第3号及び第4号に規定する「分割により対象区域内農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」とは、法人の分割により対象区域内農用地に係る権利義務を当該分割に係る分割承継法人に承継させた場合をいうのであるから留意する。</p> <p>（非課税措置の対象となる不動産の譲渡に関する契約書等の範囲）</p> <p>2 震災特例法第50条の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>（注） 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うことに留意する。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 被災者が震災特例法第50条第1項各号の場合に作成する文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書に該当しないものは、同条の規定は適用されない。</p> <p>（例）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 <u>対象区域内農用地</u>の譲渡代金を受領した際に作成する課税物件</p>	<p>作成者の一員となっているすべての契約書をいうのであるから留意する。</p> <p>第50条《東日本大震災の被災者が作成する<u>被災農用地</u>の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税》関係</p> <p>（「分割により<u>被災農用地若しくは対象区域内農用地</u>に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」の意義）</p> <p>1 震災特例法施行令第40条第2項第3号及び<u>同項</u>第4号に規定する「分割により<u>被災農用地若しくは対象区域内農用地</u>に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」とは、法人の分割により<u>被災農用地</u>又は対象区域内農用地に係る権利義務を当該分割に係る分割承継法人に承継させた場合をいうのであるから留意する。</p> <p>（非課税措置の対象となる不動産の譲渡に関する契約書等の範囲）</p> <p>2 震災特例法第50条の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>（注） 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うことに留意する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 被災者が震災特例法第50条第1項各号の場合に作成する文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書に該当しないものは、同条の規定は適用されない。</p> <p>（例）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 <u>被災農用地</u>の譲渡代金を受領した際に作成する課税物件表の第</p>

改正後	改正前
表の第17号の物件名の欄1に掲げる売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	17号の物件名の欄1に掲げる売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書